

ガス 重要事項説明書

下記の事項を十分にお読みください。

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法第14条および第15条に基づき、お客さまと当社との間のガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず、事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ガス需給約款	掲載URL： https://japaden.jp/gas/terms/
--------	--

ガス小売事業者 （契約当事者）	Japan電力株式会社　代表取締役　中田　裕介 ガス小売事業者登録番号A0097 〒171-0021　東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 お問い合わせ窓口　電話 050-2030-4643　受付時間　10:00～18:00（定休日：年末年始） ※遮断・緊急時は一般ガス導管事業者の連絡先をご案内いたします。		
熱量	標準熱量：45MJ 最低熱量：44MJ	圧力	最高圧力：2.5kPa 最低圧力：1.0kPa
ガスグループ	13A		
契約期間	契約期間は、本契約が成立した日から、解除または解約により本契約が消滅する日までといたします。		

本契約のお申込み

お客さまが新たに本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ当社が定めるガス需給約款を承諾の上、当社所定の様式にてお申し込みをしていただきます。

2. 契約の成立

本契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに、当社と一般ガス導管事業者との間で本契約に対応する託送供給契約が成立することを条件として、成立いたします。

3. お客さまの申し出による契約のキャンセル・解除・変更

(1) お客さまは、本契約のお申込みをキャンセルする場合には、需給開始日の5営業日前までに当社に対してお申し出いただくものとします。

(2) 本契約の解約を希望されるお客さまは、解約希望日の4営業日前までに当社に対してお申し出いただくものといたします。

(3) 契約変更については、本書記載のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

4. 当社からの申し出による供給の停止・契約の解除

お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまに対するガスの供給を停止し、または本契約を解除することがあります。この場合、当社は停止日または解除日の15日程度前および5日程度の日数をおいて、予告いたします。

- ・お客さまが料金（本契約以外の料金を含みます）を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
- ・お客さまがガス需給約款により支払を要する料金以外の債務を支払わない場合
- ・お客さまが当社、または当該一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
- ・お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
- ・託送約款等に基づき、当該一般ガス導管事業者によりお客さまに対するガスの供給が停止されている場合
- ・お客さまがガスを不正に使用した場合、または不正に使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ・お客さまが、当社または当該一般ガス導管事業者から適正な使用状態等への変更等を求める旨の連絡を受け、当社の警告にもかかわらず改めない場合
- ・その他ガス需給約款にお客さまが違反し、当社からの警告にもかかわらず改めない場合

5. 本契約の終了後の取扱い

- (1) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、本契約の終了後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。
- (2) 本契約の終了にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等に基づき、当社が当該一般ガス導管事業者よりその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

6. 供給開始予定日

- (1) 「契約のお知らせ」に記載の供給開始予定日をご確認ください。
- (2) 当社への申し込み前から既にガスの使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

7. ガスの計量方法

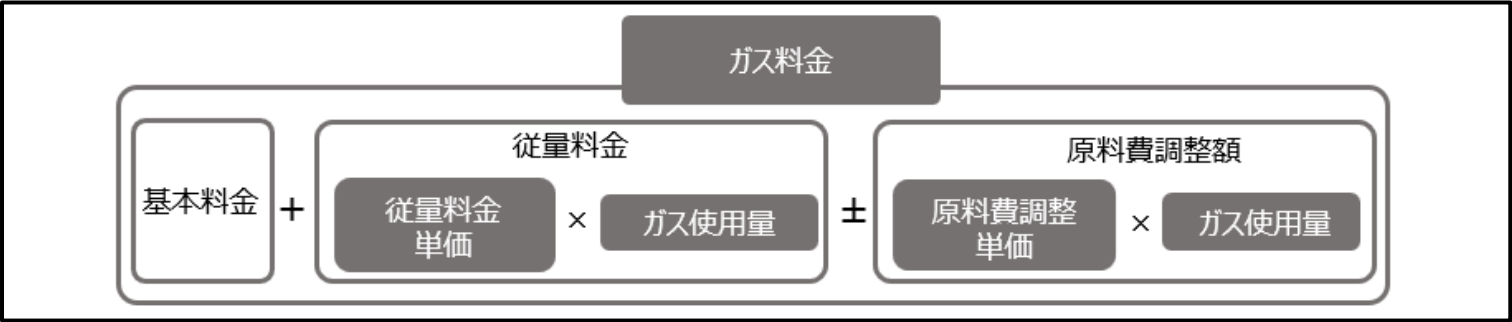
当該一般ガス導管事業者設置のガスメーターの読みにより、計量いたします。

8. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）を基準とし、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始した場合の料金の算定期間は、当該開始日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）とし、本契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日の翌日から当該終了した日までの期間（終了日を含みます。）といたします。

9. プラン種別およびガス料金等

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算または減算します。なお、従量料金の詳細（単価等）および原料費調整額は契約種別説明書の記載の通りとします。



■ 原料費調整額

ガスの原料（LNG〔液化天然ガス〕・LPG〔液化石油ガス〕）の価格変動をガス料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的にガス料金を調整する制度です。LNG・LPGそれぞれの3か月間の貿易統計価格にもとづき、毎月平均原料価格を算定します。

算定された平均原料価格（実績）と、基準原料価格との比較による差分にもとづき、原料費調整単価を算定し、ガス料金に反映します。

10. 料金の支払方法

		支払い方法	料金の支払期日
1	クレジットカード	支払日はカード会社によって異なります。	原則としてカード会社から当社への支払日
2	口座振替	口座引き落とし日は原則として毎月27日といたします。	検針日の翌々月27日
3	コンビニ払込	所定の払込用紙を使用して、コンビニエンスストアにてお支払いください。払込用紙を発行する場合、 事務手数料として発行毎に 550円（税込）をお客さまにご負担いただきます。 なお、別途当社との間で電気供給契約に関するご契約がある場合は、事務手数料は電気供給契約に基づきご負担いただくものとし、重複してご負担いただくことはございません。	コンビニ払込用紙の発行日から14日以内
4	銀行送金	当社が指定した金融機関等の口座へお支払いいただきます。振込手数料はお客さまのご負担となります。	検針日から60日以内

※料金の支払期日が土日祝日と重なる場合には、その翌営業日を支払期日とします。

※当社は、お客さまに対して有する債権を、当社が別途定める者に対して譲渡することができるものとし、お客さまはあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があり、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。また、この場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納および債権保全の目的ならびにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の本契約の締結および履行に関連して当社が知り得たすべてのお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

11. 遅延損害金

・お客さまが料金または工事費等（以下、総称して「料金等」といいます。）を、支払期日を経過してなお支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けます。この場合、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額といたします。ただし、本契約において特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)に定める訪問販売または電話勧誘販売の規制が適用される場合には、遅延損害金の割合は法定利率によるものとします。

・遅延損害金は、原則として、お客さまが遅延損害金の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

12. 需要場所への立入りによる義務の実施

当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、または当社が必要と認める業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、お客さまは、正当な理由なく限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- ・ 当該一般ガス導管事業者の供給施設の検査および消費機器の調査ならびにそれらの結果の周知のための業務
- ・ 当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する業務
- ・ 本契約の廃止により、ガスの供給を終了させるために必要な業務
- ・ ガスの供給または使用の制限、中止もしくは停止または再開のための業務
- ・ 検針、ガスメーター等の取替え業務
- ・ その他保安上必要な業務

13. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給の制限、停止もしくは中止し、またはお客さまがガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
 - ・ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ・ ガス工作物に故障が生じた場合
 - ・ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のための必要がある場合

- ・ 法令の規定による場合
- ・ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ・ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ・ 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
- ・ その他託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合

(2) (1)の場合には、当社または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告、その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

14. 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

- (1) ガス工事をお申し込みされる場合は、当該一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、当該一般ガス導管事業者にお申し込みをしていただきます。
- (2) 内管およびガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (3) ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (4) お客さま所有の供給施設の修繕費(修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます)は、お客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。
- (5) その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。

15. 工事費等の支払いおよび精算

- (1) 当社は、託送約款等に基づき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を当該一般ガス導管事業者より受けた場合は、お客さまに対し実費相当額等の金額を申し受けます。
- (2) お客さまは、当社が定める期日までに当社の指定する方法によりその金額を当社にお支払いいただきます。
- (3) 当該一般ガス導管事業者より当社が、工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は、お客さまとの間で工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものいたします。

16. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾が得られないことによる検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。
- (3) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けるときは、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

17. 周知および調査義務

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法に定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令等の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない炉かま、湯沸かし等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法に定める技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法に定める技術基準に適合していない場合、当社は、お客さまにガス事業法令に定める技術基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等の所要の措置、およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法に定めるところにより、再び調査いたします。

18. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復旧操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客さまは、16(供給施設等の保安責任)(2)および17(周知および調査義務)(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当社または当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。
- (8) お客さまは、需要場所で使用されるガス機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

19. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。また、当社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者に通知いたします。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまの負担といたします。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にかたい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- ・ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること

- ・ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
- ・ 別紙料金表に定める供給ガスに適合するものであること
- ・ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること
- ・ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること

(5) お客さまは、ガス事業法第62条に基づき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

- ・ 当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること
- ・ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合に、保安業務に協力すること

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

20. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

個人情報の取扱いについて

当社は、お客さまに関する情報を、当社の「プライバシーポリシー」にて定める範囲にて利用いたします。

個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページの「プライバシーポリシー」 (<https://japaden.jp/privacy/>) をご参照ください。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さま、および個人のお客さまのうち営業のためにまたは営業としてご契約いただいたお客さまは除きます。）

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売によりご契約された場合、法定の重要事項説明書面をお客さまが受領された日を含め、8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）により本契約のお申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. 上記1の期間が経過した後であっても、お客さまが、当社がクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合、当社が改めてクーリング・オフを行う事ができる旨を記載して交付した書面をお客さまが受領した日を含め8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）によりクーリング・オフを行うことができます。
3. お客さまがクーリング・オフをする場合は、クーリング・オフに係わる書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）を発した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）に、その効力が生じます。
4. クーリング・オフがなされた場合、
- ①当社は、お客さまに対し、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を請求することはありません。
- ②すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
- ③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は、速やかにその全額を返還します。
- ④お客さまにはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- ⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、当社に対し、原状回復に必要な措置を無償で講じるよう請求することができます。
5. クーリング・オフを行う場合、必要事項を記載のうえ当社まで書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）にてご送付ください。
- 名称：Japan電力株式会社 受付窓口
住所：〒760-0023 香川県高松市寿町1-4-3 高松中央通りビル9F
書面の記載内容
(1)お客さまの氏名、住所、電話番号、(2)ご契約日（お申込日）、(3)販売店名、住所、電話番号
(4)ご契約のガス料金メニュー名、(5)「（2）の日付の申し込みを撤回します。/本契約を解除します。」
6. 当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記URLよりお手続きください。

<https://japaden.jp/coolingoff/>